

# 新しいふれあい社会

地域後見 & 社会貢献ニュース

第62号 2019年9月

認定NPO法人東葛市民後見人の会  
〒270-1151 我孫子市本町3丁目2番1  
アビマンション718号

支部 我孫子・柏・流山・野田・松戸・鎌ヶ谷 会員数224名  
ホームページ: <http://t-shimin-kouken.org>  
Eメール: [Info@t-shimin-kouken.org](mailto:Info@t-shimin-kouken.org)

## 成年後見制度の利用促進、その構想と現実

理事長 松村 直道

正会員、賛助会員の皆様、いかがお過ごしでしょうか。今年度から、この広報誌は年4回の発行になりました。会員動向や支部情報を含めて、身近な視点で編集することになりました。読者の皆様からの、情報提供や編集へのご意見等、投稿を期待しております。

今回は、2016年の法律施行以後、話題になっている表題の構想と現実について、東葛地域の動向を踏まえて、その重要性について、皆さんと共に考えてみたいと思います。

2025年に認知症高齢者数が700万人を超え、一人暮らし高齢者も急増する中、後見人制度の整備は待ったなしです。財産管理に加えて身上保護が重視される中、弁護士や行政書士等の専門職よりも、市民感覚を生かした市民後見人の育成が急務になります。

国の考えは、法律施行以後、5年間で全国の市町村に「成年後見制度利用促進基本計画」を作り、「財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任」体制を進めるもので、具体的には、質の高い市民後見人を確保し育成する計画です。この構想に対して現実はどうか。今年6月の国の調査では、計画の本部になる「中核機関」を設置した自治体は179で、わずかに4.5%にすぎません。なぜ低調なのか。東葛市民後見人のおひぎ元の6市の現実を垣間見て見よう。

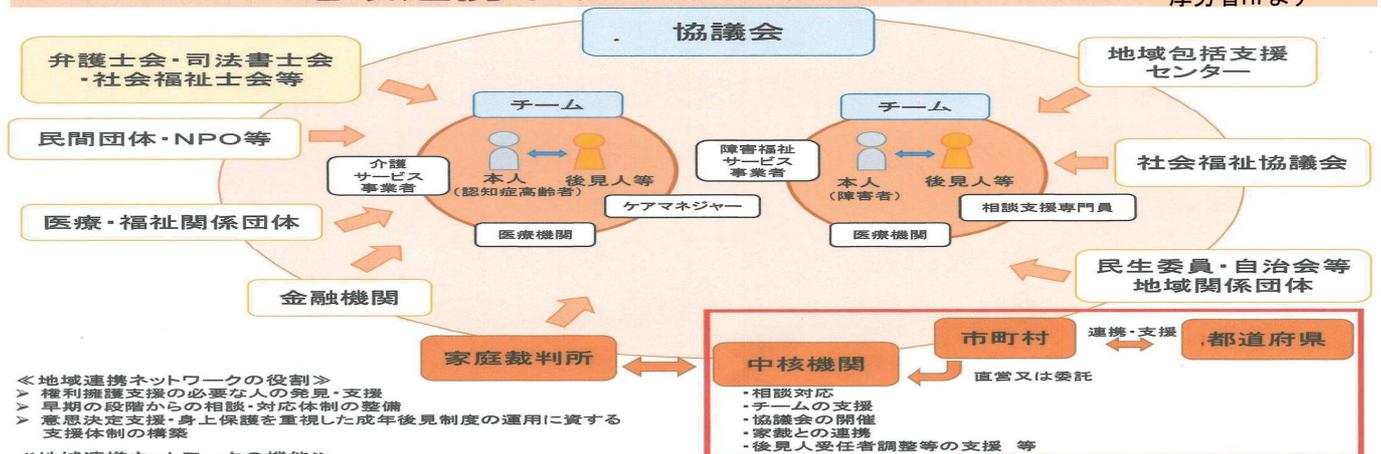
6市の内、3市では市役所の担当課が中核機関設置に向けて、福祉関係団体にアンケートを実施し、情報収集を始めています。先に示した「促進基本計画」作成が行政の内部で始まっていますが、外には出ていません。この計画の具体的な姿は、以下の厚労省「成年後見制度利用推進計画のポイント」が示すように、右下の「中核機関」が本部となり、「チーム」形式の後見活動を専門職主体の「協議会」が援助支援し、全体として「地域連携ネットワーク」を形成するしくみです。

当会の組織と活動は、すでにこれらの要素を備えており、ミニ「地域連携ネット」と言えますが、行政や社協・専門職団体や機関と協働できれば、事務量が少なくなり、財政負担も軽減され、市民後見人としての、本来の意思決定支援、権利擁護活動がしやすくなります。

その意味で、当会の活動を活性化し、「市民が市民を支える社会」を実現するために、この基本計画は必要なのです。私たちは、各市の計画策定委員会に参加し、計画実現の先導的な役割を担うことが期待されているのではないのでしょうか。

### 地域連携ネットワークのイメージ

厚労省HPより



- ＜地域連携ネットワークの役割＞
  - ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築
- ＜地域連携ネットワークの機能＞
  - ▶ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム:本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

**当会に助成する「独立行政法人福祉医療機構(WAM)」から、平成29年度助成先の「優良事例先」に選定されました。**

当会が助成金を受給している「独立行政法人福祉医療機構(WAM)」の助成(社会福祉振興助成事業)は、国庫補助金や寄付金を財源として、政策動向や国民ニーズを踏まえて、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動に対し実施されています。

当会は、平成26年度から平成28年度までの原則3年間の助成を受け、さらに平成29年度の特別追加助成を受けて、連続4年間累計で9,864千円の助成を受けることができました。

当会にとって創業期における本助成金は、地域、自治体における当会の知名度向上に資する多数の事業実施を可能としてくれ、当会のここまでの成長に寄与してくれた感謝しきれない助成でした。

平成29年度のWAM助成は152件の事業に約6億円が助成され、その助成に対して平成30年度に事業評価が実施され、当会の「地域を支える安心システム 地域後見事業」(助成金額:2,354千円)が「優れた事例(特に優れた事例を含む)」34事業(全体の22%)のうちのひとつに選ばれました。これは当会会員が普段の活動を、地道に丁寧に誠意をもって実施してきた結果であり、当会にとって名誉なこととなりました。

また、平成30年度の本部事務所開設にあたって、公益財団法人損保ジャパン日本興亜福祉財団から460千円の助成を受けましたが、当財団からは当会スタート早々の平成25年度に1,000千円の助成を受けており、当財団からは当初助成が当会の成長に寄与したとして共に喜んでいただきました。

当会の事業実施にあたって助成金の支援はありがたく、今後とも自治体含め助成金の受給ができるよう申請を行ってまいります。

(経営企画室 西沢)

**【参考】当会の「助成金」受給実績**

(単位:千円)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
独立行政法人福祉医療機構(WAM)				1,875	2,302	3,333	2,354		9,864
公益財団法人 損保ジャパン日本興亜福祉財団			1,000					460	1,460
東大市民後見活動支援室	120								120
千葉県	351								351
我孫子市		300	300	300	300	300	300	255	2,055
柏市					200		36		236
流山市		301	271	238					810
松戸市		80		84		300	300		764
柏市社会福祉協議会						200	200	400	800
合計	471	681	1,571	2,497	2,802	4,133	3,190	1,115	16,460



**ご寄付のお知らせ**

野田市で活動しておりましたNPO法人たすけあいスプーン様から当会の活動に多額のご寄付を頂きました。ご支援ありがとうございます。

**書籍のご案内**

読書案内:『市民後見人養成講座』1~3巻、民事法研究会、2014年

市民後見人活動を進める中で、時には困ることがあると思いますが、その時はどうされていますか。スキルアップ研修会の講師に聞くとか、経験豊かな先輩に相談するとかしていると思いますが、もう一度、初心に帰ることも必要です。

その時、迷わず参考になるのがこの本です。この本の執筆者は、弁護士、司法書士、社会福祉士、大学の先生方で、日常の市民後見活動に接している方々です。話し言葉で書いてあるので、肩が凝らず、友人から話しかけられるような感じで読めます。第1巻は『成年後見制度の位置づけと権利擁護』、第2巻は『市民後見人の基礎知識』、第3巻は『市民後見人の実務』です。当会の事務所の書庫に5部備え付けてあります。